羽曳野市 移動支援事業ガイドライン

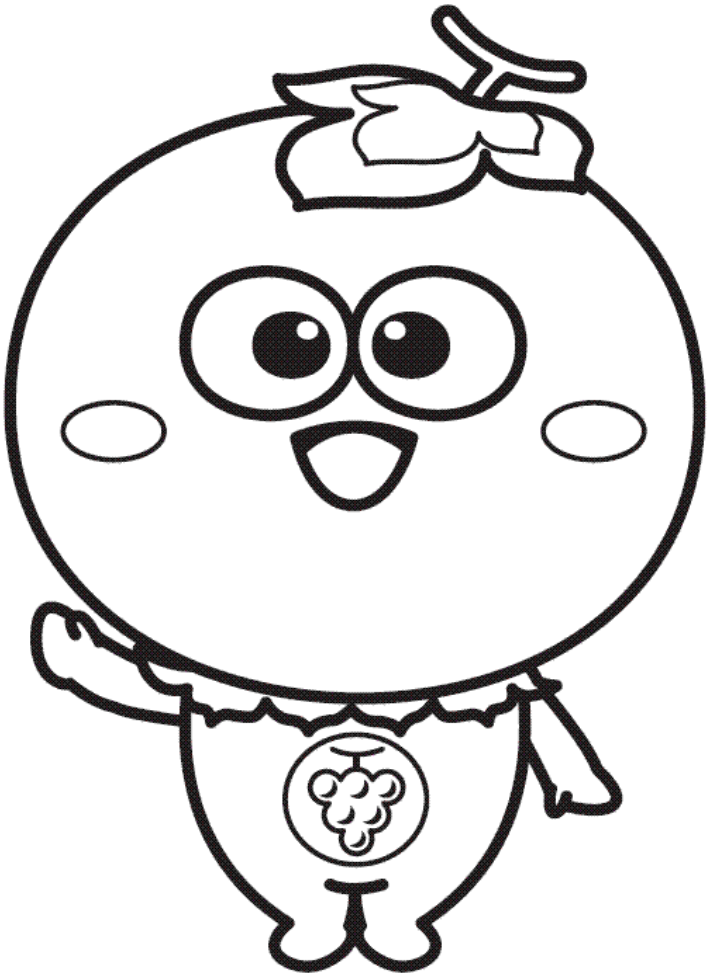

羽曳野市

平成 31 年４月改訂版

目　次

１．事業概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．外出の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４．移動支援における支援内容（報酬算定）・・・・・・・・・・・・・２

５．支給決定及び月あたりの支給量 ・・・・・・・・・・・・・・・・３

６．事前に市と協議が必要な場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・４

７．Ｑ＆Ａ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１．事業概要

障害のある者が、原則１日以内で用務が終了する社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加のため、羽曳野市が外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要となる介護を提供するサービスです。

ただし、派遣対象となる外出には、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年又は長期にわたる外出や社会通念上適当でない外出を除きます。

２．対象者

移動支援事業の対象者は、一人で外出することが困難な方で、以下のいずれかに該当する方です。

ただし、重度訪問介護、同行援護、行動援護、通院等介助等の障害福祉サービスを受給されている方は障害福祉サービスの利用が優先されます。

※　障害児はおおむね小学4年生以上が対象です。

（１）視覚障害又は重度の全身性障害による身体障害者手帳１級又はこれに準ずる手帳所持者

（児）※「これに準ずる」は原則２級まで、視覚障害者（児）は原則として同行援護を利用

（２）療育手帳所持者（児）

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者（児）

（４）難病患者

（５）上記の者と同等と福祉事務所長が特に認めた者

※　詳細は、お問い合わせ下さい。

３．外出の範囲

移動支援事業の対象として認められる外出の範囲は、外出が「社会通念上、公的サービスの対象として適当か否か」という観点から判断します。

（１）移動支援の対象として認められる外出内容

①　社会生活上必要不可欠な外出

ア）買い物（居宅介護サービスの対象外となるもの）

例）デパート等への買い物の付き添い（食材料・日用品以外）

イ）各種団体の行事、会合への参加

例）障害者団体等の会合参加のための付き添い

ウ）地域活動への参加

例）自治会、婦人会、子供会の行事への参加のための付き添い

エ）社会生活一般で考えられる外出（児童は、保護者が同伴するものとして不可）

例）冠婚葬祭への出席、墓参り、お見舞いの付き添い

オ）今後の社会生活を営む上で必要な手続きであり、目標達成後に継続しない外出

例）入学手続き、会社説明会等への付き添い

② 余暇活動等社会参加のための外出

カ）自己啓発や教養を高めるための外出（単発あるいは期間が６か月以内のもの）

例）講演会、博覧会、美術館、文化教養講座等への付き添い

キ）体力増強や健康増進を図るもの

例）トレーニングジム、体育館、運動場、公園等への付き添い

ク）生活の質を充実、向上させるもの

例）散歩、映画鑑賞、カラオケ、コンサート、観劇、ショッピング（食材料・日用品を除く）、レクリエーション、レジャー、理美容などへの付き添い

（２）移動支援の対象とならない外出

① 外出先で収入を得ることを目的としたもの

例）会社勤務に同行する。会社の出張に同行する。講演会に講師（謝礼あり）として出席する。

② 通年又は長期にわたるもの（通年とは、1年間を通じて定期的に外出すること。長期とは概ね６か月を超える期間継続すること。）

例）学校への通学。障害者施設への通園。

学校に準ずるもの…各種専門学校、職業訓練学校

施設に準ずるもの…生活介護事業所、就労継続支援事業所等

その他…学習塾、お稽古事

③ 政治活動及び宗教活動に係るもの

政治活動（選挙運動を含む。）や宗教活動（布教活動）は対象とはなりません。

④ 公的サービスを利用するのにふさわしくないもの

競輪場、競馬場、競艇場、パチンコ店、麻雀店などギャンブル行為等を目的とするもの、居酒屋など飲酒を目的としたものやその他の公共の秩序に欠けると考えられる場所への外出。

４．移動支援における支援内容（報酬算定）

移動支援事業における支援内容は外出先とその内容を記録に残していただく必要があります。支援内容によって報酬算定できない場合があります。支援内容が明確でない場合、市より確認させていただく場合がありますので以下の内容をご確認ください。

（１）移動支援の対象となる支援内容

① 外出の準備に伴う支援

例）健康状態のチェック、更衣介助、整容、手荷物の準備等

② 移動に伴う支援

例）交通機関の利用補助等

③ 外出中やその前後におけるコミュニケーション支援

例）代読、代筆等

④ 外出先での必要な支援

例）排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケット購入等

⑤　外出先からの帰宅直後の対応支援

例）手荷物の整理、更衣介助等

（２）移動支援の対象とならない支援内容

①　移動支援事業所等が発案・企画するイベントへの参加及びそれに類する場合

②　外出先（散髪等）での待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合

例）理髪の間や整骨院での施術等の間の待ち時間

例）目的地への移動には支援が必要だが、目的地での行動等には特に支援が必要ではない利用者であって、ガイドヘルパーが利用者と一緒にいるものの利用者への具体的な支援や介助を行っていない時間

※　行動障害等がある利用者であって、安全確保等のため常に利用者を見守り、介助・支援できる状態で待機する必要がある場合は算定可。

③　預かり行為としての外出の場合

例）主たる外出の目的地を移動支援事業所等とすること等

（３）複数の目的地に移動支援の対象とならない場所が含まれている場合の取り扱い

原則、計画当初から移動支援の対象とならない目的地等が含まれる場合は、その日の移動支援全体の報酬は算定できないものとします。

例）グループホーム入居者が移動支援を利用して外出したが、その日の最終目的地が親元であった場合。居宅から移動支援を利用したが、最終目的地が短期入所事業所等であった場合。

また、複数の目的地の中にパチンコ・競馬場など利用できない場所が含まれている場合。

５．支給決定及び月あたりの支給量

移動支援サービスの支給及び支給量の決定は、利用希望者から市に「地域生活支援事業支給申請書」を提出いただき、面接等により生活状況、障害状況の確認や必要とするサービス時間を聞き取ったうえで、標準支給量と照らしその内容を勘案し、決定します。なお、標準支給量を超える場合は、「理由書」（本人の状況や必要性を記載したもの）を提出していただき、その内容を精査したうえで、市において支給量を決定します。

〇支給量の対象、標準支給量（上限とする目安）

対象者	標準支給量
障害者	５０時間／月
障害児（高校生・中学生）	３０時間／月
障害児（小学生　概ね小学４年生以上）	１５時間／月

※２人派遣の対象者は、標準支給量に２を乗じた支給量を標準支給量とする。

※障害児のみ夏休み等の長期休暇時は、標準支給量に１．５を乗じた支給量を標準支給量とする。

【経過措置】

平成 31 年４月の時点で既に移動支援事業をご利用中の方で、本ガイドラインの標準支給量を超過している方については、平成 31 年４月以降の支給決定時に実情に即して支給量等の調整をすすめます。

６．事前に市と協議が必要な場合

下記に該当する支援を検討されている場合、事前に市と協議してください。

（１）行き先の利用制限及びその条件

①　宿泊を伴う旅行の取扱

あらかじめ旅行の計画を市に相談していただく必要があります。また、この場合、宿泊先を自宅として見なすため、自宅から宿泊先まで、宿泊先から自宅までの請求が可能ですが、宿舎内の中での移動支援は請求の対象外となります。

②　バス旅行

主催者において介助スタッフを手配できない場合であって、参加する障害者が常時トイレ介助等の支援が必要な場合には認められる場合があります。

（２）出発地の条件

自宅出発、自宅帰着が基本ですが、介護者との待ち合わせ等、必要と認められる合理性がある場合は、出発地・帰着地が自宅以外であっても認められる場合があります。

（３）居宅介護（通院等介護）との取り扱い

通院目的の移動は、居宅介護（通院等介助）での対応となりますが、通院後、引き続き社会参加等で他の場所への外出が必要な場合は移動支援を利用できる場合があります。

（４）障害児の移動支援の目的等

障害児が一人では外出しないと考えられる外出については、保護者に監護責任があります。ただし、保護者が監護・介護できない事情がある場合等、特段の事情がある場合については利用できる場合があります。

（５）支援学校等への通学支援

通年又は長期にわたる外出にあたるため基本的には利用できません。

ただし、通学路や交通機関の利用の仕方等を覚えるために短期で利用する場合や、介護者の入院等で介護者が付き添えない時の短期利用については認められる場合があります。

７．Ｑ＆Ａ

Ｑ１．移動支援の利用によりヘルパーと外出する際、交通費や飲食代の負担はどのようになりますか？

Ａ．交通費は、利用者がヘルパー分の実費を負担する事となります。飲食代については、原則、ヘルパー分の実費はヘルパー自身で支払うことになります。

Ｑ２．通所施設や送迎のバス停まで移動支援の利用による送迎は可能ですか？

Ａ．原則、認められません。通年又は長期にわたる外出にあたるので、通所施設や送迎のバス停までの送迎で移動支援は利用できません。

Ｑ３．支援のため訪問したにも関わらず、外出できなかった場合は請求対象となりますか？

Ａ．外出するための準備、外出を促す支援を行い、サービス提供をした時間については請求できます。ただし、外出できない状況が度重なる場合はサービス等利用計画を見直すことが必要となります。

Ｑ４．介護者が入院又はケガのため、児童を学校や送迎バスのバス停まで連れて行くことができない場合、移動支援での送迎は可能ですか？

Ａ．例外的に認められる場合があります。介護者の入院等により送迎ができない等は、一時的事情であり、その事情が解消されるまでの間に限り認められる場合があります。

Ｑ５．介護者が就労のため、児童を学校や送迎バスのバス停まで連れて行くことができない場合、移動支援での送迎は可能ですか？

Ａ．認められません。介護者の就労が理由の場合は、期間が限定されないため認められません。

Ｑ６．学校・施設などの行事に保護者が病気などで付き添えない場合、移動支援での送迎は可能ですか？

Ａ．認められません。学校・施設等の行事はあくまでも学校教育・施設支援の一環であるため、送迎の支援も開催主体の学校・施設が行うものと考えられます。

Ｑ７．通学・通勤の訓練目的で、移動支援の利用は可能ですか？

Ａ．訓練目的で短期的であれば、認められる場合があります。

Ｑ８．プール施設での利用は可能ですか？

Ａ．認められます。ヘルパー分の施設利用料は利用者負担となりますので、話し合ってご利用ください。ただし、算定については一部対象外となることがあります。

【対象となるサービス】

・目的地と自宅間の移動の介助
・目的地での移動、食事、排泄等の介助
・危険回避のための必要な支援

【対象とならない場合】

・水泳の指導が付いている場合で、プール外で待機しているとき
・ガイドヘルパーが水泳を教えている場合

Q９．児童が習い事に行く際に移動支援を利用することが可能ですか？

Ａ．原則、認められません。習い事は、通常、定期的なもので長期にわたるものに該当します。また、通所施設や障害者支援施設等への通所、保育所や幼稚園、学校、学童保育、デイサービスや短期入所、日中一時支援事業所等への送迎にも利用できません。

Q10. 銭湯、レジャーランド、スパ等の入浴介助をしてもらうことは可能ですか？

Ａ．認められます。ただし、居宅に浴室がない、狭いため入浴できない等の事情で、居宅で入浴ができない場合は、近隣の大衆浴場での入浴介助に対して、居宅介護サービスが利用できる場合があります。事前に市に相談してください。

Q11. 事業者主催の遠足や運動会などの付き添いで移動支援の利用は可能ですか？

Ａ．認められません。事業者主催の行事は事業者が支援を行うべきなので、移動支援での利用は認められません。

Q12. 児童が移動支援を利用する場合は、何歳から利用することが可能ですか？

Ａ．おおむね小学4年生以上からとなります。ただし、保護者の付き添いが求められる場合に、移動支援での介助や見守りで保護者の代理をすることは認められません。

Q13. 短期入所への送迎に移動支援は利用できますか？

Ａ．認められません。短期入所の利用にあたっては、障害の程度等により自ら入所することが困難な利用者に対して利用者の送迎に要する費用について報酬上評価されているため、原則として事業所が対応することになります。

Q14. 施設入所中や病院入院中の外出には利用できますか？

Ａ．施設入所中や入院中は利用できません。ただし、施設入所中の方は、帰省時の施設と自宅の往復および帰省中の自宅発着の外出のみ利用できます（原則月10時間まで）。

Q15. ヘルパーが運転する車で目的地まで移動できますか？

Ａ．道路運送法に基づく福祉有償運送や介護タクシーの許可がない場合利用できません。また、移動支援は、常時介護を行える状態での付き添いであり、運転中のヘルパーは常時介護を行える状態ではないため、移動中は算定対象外となります。

Q16. 自転車の利用はできますか？

Ａ．移動支援は、常時介護できる状態での付き添いであり、自転車運転時はその状態ではないため利用できません。